



# MAEZAKI



平成26年分  
確定申告をお忘れなく

平成26年分の確定申告はもうお済みですか？  
所得税および復興特別所得税・贈与税は **3月16日(月)**まで、  
個人事業者の消費税および地方消費税は **3月31日(火)**までに  
忘れずに申告・納税してね。  
もしも、申告期限を過ぎてしまった場合は、掛川税務署へ提出  
してください。